

農地・水保全管理支払交付金（共同活動支援交付金）に係る業務方法書

群馬県水土里保全協議会

第1章 総 則

（目的）

第1条 本業務方法書は、農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成24年4月6日付け23農振第2342号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、農地・水保全管理支払交付金交付要綱（平成23年4月1日付け22農振第2260号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び農地・水保全管理支払交付金実施要領（平成24年4月6日付け23農振第2343号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき、群馬県水土里保全協議会（以下「地域協議会」という。）が行う共同活動支援交付金に係る事業（以下「本事業」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 地域協議会は、その行う業務の重要性にかんがみ、実施要綱、交付要綱、実施要領、共同活動支援交付金の交付決定に当たって関東農政局長から付された条件、本業務方法書その他の法令等を遵守し、関係機関との緊密な連絡の下に交付金を安全に管理しつつ、実施要綱別紙1第3に定める対象組織（以下「対象組織」という。）に対する共同活動支援交付金の交付その他の業務を適正かつ効率的に運営する。

2 地域協議会は、実施要綱その他法令等を遵守する対象組織が、本業務方法書に定めた手続きに従って共同活動支援交付金の交付の対象となる活動を行う場合、共同活動支援交付金を交付する。

第2章 事業の実施

（交付金の管理）

第3条 地域協議会は、国の共同活動支援交付金の交付を受け、共同活動支援交付金会計を設けて管理するものとする。この際、収入及び支出の状況及び財政状態を的確に把握するため必要な勘定科目を設けることとする。

2 地域協議会は、共同活動支援交付金会計の資金を対象組織に対する共同活動支援交付金の交付以外の用途に使用してはならない。

3 地域協議会は、第1項の交付金を金融機関への預金又は貯金により管理するものとする。

4 地域協議会は、毎年度、共同活動支援交付金会計に残額が生じたときは、当該残額を国、群馬県及び関係市町村に返還するものとする。

（共同活動支援交付金に係る採択申請及び採択決定）

第4条 共同活動支援交付金の交付を受けようとする対象組織の代表者は、実施要綱別紙1の第7の3の（1）に基づき、共同活動支援交付金に係る活動計画書に協定及び対象組織の運営に関する規約等（以下「規約等」という。）、を添え、採択を受けようとする年度の6月30日（地方公共団体の関連予算の成立が遅れる等特別な事情がある場合は、当該年度の10月31日）までに、地域協議会長に提出するものとする。なお、対象組織は、本条の申請に使用する印鑑を様式第1号により、採択申請時に地域協議会長へ届け出るものとする。

- 2 地域協議会長は、前項の申請を受けたときは、提出があった書類を審査の上、当該対象組織に共同活動支援交付金を交付することが適当と認められるときは、採択を決定し、実施要綱別紙1の第7の3の(2)に基づき、速やかに対象組織の代表者に共同活動支援交付金に係る採択承認通知書を交付するものとする。
- 3 対象組織の代表者は、次に定める事項の変更が生じた場合は、実施要綱別紙1の第7の4に基づき、活動計画書に変更があった協定又は規約等を添え、地域協議会長に提出しなければならない。
 - a 保全管理する対象農用地面積の変更
 - b 保全管理する対象施設の変更
 - c 対象組織の変更
 - d 活動の中止又は廃止
- 4 地域協議会長は、前項の申請があり、その内容が適切であると認められる場合には、これを承認し、速やかにその旨を対象組織の代表者に通知するものとする。
- 5 対象組織の代表者は、第3項のa～dに該当しない活動計画書、協定又は規約等、の変更をしたときは、実施要領第1の7の(2)に基づき、変更があった書類を添え、速やかに地域協議会長に届け出るものとする。

(共同活動支援交付金の申請及び支払)

- 第5条 対象組織の代表者は、共同活動支援交付金の交付について、様式第2号により4月20日までに、地域協議会長に申請するものとする。ただし、対象組織が採択を受けようとする年度の申請については、第4条第2項の採択決定後、速やかに申請するものとする。
- 2 地域協議会長は、対象組織の代表者から前項の申請があり、その内容が適正であると認めた場合には、速やかに交付金を対象組織に交付するとともに、様式第3号により通知するものとする。この際、支出勘定科目を明確にしておくこととする。

(共同活動支援交付金の対象範囲)

- 第6条 共同活動支援交付金については、対象組織が群馬県知事が定めた地域活動指針に位置づけられた活動を実施するために必要な経費について、支援の対象とする。
- 2 共同活動支援交付金については、対象組織が採択された年度の4月1日以降に実施した共同活動について支援の対象とする。

(交付金の返還等)

- 第7条 対象組織が共同活動を実施するに当たり、協定及び活動計画に定められた事項が遵守されていない場合等には、地域協議会長は、期日を定めて、是正又は対象組織に対して交付した交付金の全部又は一部について、返還を求めるものとする。
- 2 前項により交付金の返還を求める場合、地域協議会長は対象組織への共同活動支援交付金の交付を停止し、交付金の返還を求める理由、返還の額及び返還の期日を記載した書面を対象組織の代表者に送付しなければならない。
 - 3 交付金の返還を求められた対象組織は、前項の期日までに求められた額を地域協議会に返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、対象組織の代表者は、地域協議会長に対し、期日の延長を請求することができる。この措置を請求する場合には、対象組織の代表者は、期日までに返還できない理由を記載した書面を返還の期日の前日までに、地域協議会長に提出しなければならない。
 - 4 地域協議会長は、前項の期日の延長を求められた場合には、その理由が真にやむを得ない事情であると認められるときにあってはこれを認め、改めて、返還の期日を記載した書面を対象組織の代表者に送付するものとし、真にやむを得ない事情であると認められないときにあっては、その旨を対象組織の代表者に通知しなければならない。

- 5 地域協議会長からの交付金の返還請求に基づき、対象組織から交付金の返還があった場合、地域協議会長は、対象組織の代表者の共同活動支援交付金の再開に係る意思を確認し、第5条第1項の手続きを経た後、共同活動支援交付金の交付を再開するものとする。
- 6 第1項において、自然災害等やむを得ない理由が認められる場合は、共同活動支援交付金の返還を免除することとする。

第3章 報 告

(実施状況の報告)

- 第8条 対象組織の代表者は、毎年度、実施要綱別紙1の第7の6に基づき、共同活動支援交付金に係る実施状況報告書を作成し、活動記録、様式第4号による作業写真整理帳及び金銭出納簿その他必要な書類又はその写しを添えて、関係市町村長が定める日までに、関係市町村長に提出するものとする。
- 2 関係市町村長は、毎年度、対象組織の活動の実施状況の確認について、書類等の審査により行うほか、必要に応じて、現地確認により行い、その確認結果について、実施要綱別紙1第7の7の(2)に基づき、4月30日までに地域協議会長に報告するものとする。
 - 3 地域協議会長は、前項により報告があった場合、実施要綱別紙1第9の2の(1)に基づき、対象組織の活動の実施状況を取りまとめ、事業を実施した翌年度の5月末日までに、関東農政局長に提出するものとする。

第4章 雑 則

(事業期間)

- 第9条 本事業の事業期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とする。

附 則 (平成24年5月1日)

この業務方法書は、関東農政局長の承認のあった日から施行する。

附 則 (平成25年7月10日)

- 1 この業務方法書は、関東農政局長の承認のあった日から施行する。
- 2 平成25年における第4条に規程する地域協議会長に対する提出期限については、事前に実施要領様式第1-5号による届出を行った場合を除き、平成25年8月30日までとする。